

新型コロナウイルス感染症関連 支援制度の紹介

※令和2年10月20日現在

□ 住居確保給付金（人数に応じて32,000円～49,000円を家賃給付）

- 要件** ①離職して2年以内または休業により収入が減少した方。
②そのほか収入要件や資産要件があります。窓口にご相談してください。

窓口 市役所1階 福祉総務課 ☎ 87-6025

□ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料（65歳以上）の減免

- 要件** 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年に比べ3割以上減少が見込まれる世帯の方など。※詳細は各窓口でご確認ください。

窓口 【国民健康保険税】 健康保険課 ☎ 87-9045
【介護保険料】 介護長寿課 ☎ 82-7158
【後期高齢者医療保険料】 健康保険課 ☎ 87-9040

□ 国民健康保険傷病手当・後期高齢者医療保険傷病手当金

- 要件** 国民健康保険被保険者の方で被用者の方が感染または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため就労ができなかった期間において給与の全部または一部を受け取ることが出来なくなった場合。

※後期高齢者医療保険傷病手当金の申請については後期高齢者医療係までお問合せください。

窓口 市役所1階 健康保険課 ☎ 82-8126（給付係） ☎ 87-9040（後期高齢者医療係）

□ 市税（固定資産税・住民税・軽自動車税）の納税猶予

- 要件** 納期限が令和3年2月1日までの市税が対象です、各納期限までに申請が必要です。
※前年同期比で約20%以上の収入源となり、一時的に納税を行うことが困難な方

窓口 市役所1階 納税課 ☎ 87-9041

□ 国民健康保険税の納税猶予

- 要件** 新型コロナウイルス感染症の影響により前年同期と比べ収入が概ね20%以上減少している方で、一時的に納税を行うことが困難な方が対象。

納期限が令和3年2月1日までのもので、各納期限までに申請が必要です。

窓口 市役所1階 健康保険課 ☎ 87-9045

□ ひとり親世帯臨時特別給付金（1世帯5万円～）

- 要件** ①令和2年6月分の児童扶養手当を受けている方
②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けられない方
※所得が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。
③上記①②以外のひとり親（もしくは養育者）の方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

◇基本給付（①②③対象）：1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

◇追加給付（①②のみ対象）：収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付 1世帯5万円

窓口 申請がまだの方は、こども家庭課へお問い合わせいただくか、様式をホームページからダウンロードしていただきお急ぎ申請をお済ませください。

市役所1階 こども家庭課給付係 ☎ 87-0771